

令和5年7月4日

◎**金岡委員長** ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時57分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎**金岡委員長** 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容を検討お願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎**書記** 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第7号議案、第8号議案、以上3件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、「医療施設等物価高騰緊急対策事業委託料」について、執行部から、光熱費などの高騰分の経費が公定価格に反映されておらず、物価高騰の影響を受けながらも医療サービス等の安定的な提供を継続している病院、診療所、訪問看護ステーション、あはき・柔道整復の施術所などに対して、給付金により支援を行うものであり、昨年度も同様の給付事業を行っているとの説明がありました。

委員から、対象施設によって金額に差があるが、給付金額が少額な施設は、煩雑さを考えると申請しない可能性が出てくると思うが、給付金額の設定根拠と、申請はスムーズにできるようになっているのかとの質疑がありました。

執行部からは、金額の設定については、昨年度と同様にモデル的な施設に照会をして、6か月程度の影響額を見通し、その2分の1程度を支援する。申請については、前回も多数の実績があることから、今回もしっかりと周知を行い、できる限り活用をお願いしていくとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、「フードバンク活動支援事業費補助金」について、執行部から、昨今のコロナ禍や食料品等の物価高騰による県民生活への影響が続く中、生活に困窮する家庭に直接食料品を提供する活動、いわゆるフードパントリーの取組拡大に向け、食品保管用の冷蔵冷凍庫などの初期投資費用や広報経費の支援を行い、地域における支え合いの支援ネットワークの構築強化を図るものであるとの説明

がありました。

委員から、予算では20団体分を確保しているが、実際どれぐらいの団体が活用される見込みであるかとの質疑がありました。

執行部からは、半分程度はフードバンクを主に行っている市町村社会福祉協議会が、残り10団体については、地域共生社会の推進の観点から、主にスーパーや小売店などの民間企業等に声かけをして、御協力いただければと考えているとの答弁がありました。

次に、「障害者生産活動支援事業費補助金」について、執行部から、障害のある方の就労継続支援事業所の、物価高騰等への対策を含む生産活動の基盤強化のため、各分野の専門家であるアドバイザーの助言等に基づく新たな生産活動分野への進出や、新商品・新サービスの生産・提供などを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、アドバイザーの助言に基づく取組ということだが、アドバイザーにはどういった方を想定しているかとの質疑がありました。

執行部からは、事業所ごとに課題が違うため、それぞれの事業所で適切な人材を選任してもらうことを考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、適切な人材とはどういう方でもいいのかとの質疑がありました。

執行部からは、例えば、中小企業診断士や洋菓子のパティシエなど、これまでのアドバイザーの活用事例を県のホームページで紹介しており、そういったものを参考にさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、「地域子育て応援事業委託料」について、執行部から、今年度、「こうち子育て応援の店」のスマートフォンアプリ化に取り組んでいるが、アプリを活用した子育て世帯への生活支援と併せて、アプリ利用者の拡大を図り、その誘客効果により、応援の店の登録拡大を図ることで、持続可能な子育て世代を応援する仕組みを構築するものであるとの説明がありました。

委員から、子育て応援のためには、クーポンではなく現金のほうがよいのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、一過性の給付金の支給ではなく、子育てしやすい環境づくりのために、子育てを応援してくれる店舗に誘導することで、社会全体で子育てを応援する仕組みづくりをしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、特に中山間地域などの小さな店舗がアプリに対応していくための支援はあるのかとの質疑がありました。

執行部からは、個別の店舗では機器の導入やアプリの使用は必要なく、アプリで読み取るためのQRコードを設置していただくことにかまわない。今後、県内各地域で登録の説明会を実施し、また、コールセンターを設置して、店舗からの問合せに対応できるようにしていくとの答弁がありました。

別の委員から、現在490店舗ある応援の店を、1,000店舗に増やす目標となっているが、いつまでに達成する見込みであるかとの質疑がありました。

執行部からは、今年度事業で店舗拡大に取り組んでおり、今年中には1,000店舗としたいとの答弁がありました。

さらに委員から、アプリ利用者の拡大を図っていくために、今年中という目標で効果が上がっていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、子育て家庭へのクーポンの配布はアプリのリリース後となる。年末年始のシーズン前には使えるよう、委託事業だけでなく県でも直接店舗を訪問するなどして、登録店舗の拡大にできる限り前倒しで取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第8号「高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、特定非営利活動促進法の規定により、NPO法人などが、県に対して行う申請や届出などに関し、ウェブ報告システムを使用して行うことができるようにするなど必要な改正をするものであるとの説明がありました。

委員から、オンライン化することでNPO法人の事務は簡素化されることになると思うが、県での業務はどうなるかとの質疑がありました。

執行部からは、これまでは書面で受理した内容を国のホームページに登録するなどの業務があったが、そういった手続が簡素化されるものと思われるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活スポーツ部についてであります。

宿毛市陸上競技場の公認陸上競技場としての設置継続に係る支援について、執行部から、第3種公認陸上競技場である宿毛市陸上競技場は、公認の更新に当たって、トラック走路の大規模な改修工事が必要であり、多額の費用を要することなどにより、宿毛市としては単独での公認継続は困難との判断に至っている。こうした状況の中、公認陸上競技場は幡多地域になくてはならない施設という共通認識を有する幡多6市町村から支援の要請を受け、協議を重ねた結果、現時点での県の方針としては、宿毛市陸上競技場は、県西部地域唯一の公認陸上競技場として重要な施設であることなどから、県が一定の負担をすることは適当であり、公認陸上競技場としての設置継続に要する整備費及び維持管理費の2分の1を補助したいと考えているとの説明がありました。

委員から、整備にはどれぐらいの期間を要するのかとの質問がありました。

執行部からは、設計に約3か月、工事に約8か月要すると聞いているとの答弁がありました。

委員から、整備完了後、公認は自動的に更新されることになるのかとの質問がありました。

執行部からは、日本陸上競技連盟の検定を受けなければならないが、規定をクリアできるように整備を行い、工事完了後直ちに公認の認定をいただけるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎**金岡委員長** 小休にいたします。御意見を伺いたいと思います。

(小休)

◎ 5ページのところで、適切な人材というのはどういう方でもいいのかというのは、その資格というのは言うてなかったでしたか。

◎ 誰でもはいかんからね。僕としてはこの答弁でかまん。

◎ 聞き方が何か資格がないかって言いよった気が。

◎ けどこの答弁で。この表現でもうかまん。

◎ 質疑のほうなんですけど、適切な人材とはどういう方でもいいのかという言い回しはこれでいいですか。

◎ うん、それで。そのほうが応用が効くと思う。

◎ 分かりました。

◎ よろしゅうございますか。

◎ はい。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎**金岡委員長** 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査及び調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《その他》

◎**金岡委員長** 以上で、日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんに2点

ほどお話ししたいことがございます。

まず1点目は、「出先機関等の調査事項の取りまとめ」の委員会の開催日程についてであります。一つの案として、7月27日または8月7日に開催してはどうかと思いますが、これについて御意見をいただきたいと思っております。

小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小休)

－日程について協議－

◎**金岡委員長** 正場に復します。

それでは、7月27日の午前10時からということにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきたいと思っておりますので御了承願います。

次に、委員会の県外調査の候補地と日程について、書記に説明をさせます。

◎**書記** それでは、お手元に配付させていただいております危機管理文化厚生委員会県外視察日程案に沿って、県外調査の候補地について御説明させていただきます。

おおまかな候補地としては3つありまして、台湾方面、東北方面、北陸方面としております。

日程案①台湾方面は、台湾大地震の震災遺構などや、サイクルツーリズムの取組、有事に備えたシェルターなどを調査候補としております。

日程案②東北方面は、岩手県の陸前高田市等での震災復興の取組や震災遺構の視察、盛岡市の災害ケースマネジメントやスポーツに関する取組、青森県の世界遺産の保存活用などを調査候補としております。なお、下に書いております案につきましては、世界遺産の関連について、青森県でなく岩手県で調査する案となっております。

日程案③北陸方面は、石川県の県民防災意識の啓発の取組、歴史博物館の視察、多世代が共生するまちづくりの取組や、富山県の地域包括ケア拠点などを調査候補としております。

この日程案の表とは別に、調査候補先の資料を添付しております。

本日は、調査する方面と日程を決めていただければと思っております。調査先との交渉はこれから行いますので、この候補以外でご希望があれば、調整したいと思っております。

◎**金岡委員長** それでは、小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小休)

－候補地等について協議－

(北陸方面で意見が一致)

◎**金岡委員長** 正場に復します。

それでは、調査先については北陸方面、日程については8月30日から9月1日までということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** それでは、さよう決定いたします。

なお、細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時38分閉会)